

実火災体験型訓練実施要領

訓練施設使用申込書（別記様式）による申請（事前に日程調整が必要）

※備考欄に訓練指導者（指導者講習修了者）の氏名を明記する。



事前（訓練当日の午前中でも可）に指導者講習修了者が受講者に対し次に掲げる事項について研修を行う。（実施状況を実火災体験型訓練事前研修実施報告書（別記様式 4-1）に記載し、訓練前に消防学校へ提出する。※消防学校で事前研修をした場合は不要）

- ① 実火災体験型訓練導入の経緯について
- ② 実火災体験型訓練の概要について
- ③ 火災性状と注水技術について
- ④ 実火災体験型訓練の流れについて
- ⑤ 防火装備の耐熱性能について



訓練実施

- 訓練の運営は指導者講習修了者（3名以上必要）とし、学校教官2名が補助をする。
- 訓練は1日2回までとする。（訓練隊員は1回につき10名まで）



訓練後

- まとい寮浴場にて入浴（シャワーのみ）
- 訓練実施本部が実火災体験型訓練実施結果報告書（別記様式 4-2）を作成し、決裁後写しを消防学校へ送付する。

その他

- 訓練で使用するパレット（1回につき9枚）については訓練実施本部が準備する。（パレットを提供していただける事業所については紹介可）
- 消防学校の空気ボンベは貸出も可とするが、その際は訓練実施本部で充填するか、訓練実施本部の負担で消防学校が紹介する事業所に充填を依頼する。
- 訓練で使用した燃料（1回の訓練で灯油約50ℓ使用）は、訓練実施本部が補充する。（給油取扱所は紹介可）
- 各様式等については岐阜県消防学校ホームページからダウンロードする。
- 実施本部は防火衣一式（防火手袋はガイドライン 2017 準拠、穴あき不可）のほか、保安帽、防護マスク（N95）、ミネラルウォーター（1人2ℓ以上）を持参する。
- その他必要な資機材は消防学校で貸し出す。